

令和7年度

確定給付企業年金監査指摘事項
(主なもの)

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

1 基金組織の運営に関する事項

- (1) 互選代議員の選出の手続きについては、選出手続等の日付が不明瞭な例が認められたため、規程に基づき適正に行うこと。
- (2) 選定代議員の選出の手続きについては、選出手続等の日付が不明瞭な例が認められたため、規程に基づき適正に行うこと。
- (3) 理事の選挙の手続きについては、選挙手続等の日付が不明瞭な例が認められたため、規程に基づき適正に行うこと。
- (4) 監事の選出について、代議員会において選挙されていない例が認められたため、法令、規約及び規程に基づき適正に行うこと。
- (5) 代議員会の招集手続きについて、公告を行っていないため、規約に基づき適正に行うこと。
- (6) 代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主を含めた全ての事業主に情報提供を行っていないため、確定給付企業年金の事業運営基準に基づき改めること。
- (7) 理事会における代議員会に提出する議案の付議については、規約に基づき適正に行うこと。
- (8) 資産運用委員会の会議については、確定給付企業年金法施行規則第 84 条の 6 に基づき、会議録を作成すること。
- (9) 資産運用委員会の会議の議事の概要については、確定給付企業年金法施行規則第 84 条の 6 に基づき、加入者に周知すること。

2 特定個人情報の取扱いに関する事項

特定個人情報等の具体的な取扱いを定めた基本方針及び取扱規程等が策定されていないため、特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針及び取扱規程等を策定すること。

3 実施事業所等に関する事項

実施事業所の所在地に変更があったときは、確定給付企業年金法第 7 条または第 17 条に基づき遅滞なく規約変更の届出をすること。

4 資産運用に関する事項

政策的資産構成割合と実際の資産構成割合に乖離があるため、必要に応じ政策的資産構成割合を見直し、確定給付企業年金法施行令第 45 条による運用の基本方針に沿った運用を行うこと。

5 加入者等への業務概況の周知に関する事項

- (1) 業務の概況について、確定給付企業年金法第 73 条及び確定給付企業年

金法施行規則第 87 条に基づき加入者に周知すること。

- (2) 業務の概況について、確定給付企業年金法施行規則第 87 条に定める事項を漏れなく周知すること。
- (3) 業務の概況について、受給権者に周知されていないため規約に基づき行うこと。

6 その他

脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び移換に関して必要な事項について、確定給付企業年金法施行令第 50 条の 4 及び確定給付企業年金法施行規則第 89 条の 5 に基づき説明を行うこと。